

安全研究審議会の設置について次のとおり定める。

平成 18 年 5 月 15 日

理事長

18 ( 達 ) 第 4 号

### 安全研究審議会の設置について

#### ( 設置目的 )

第 1 条 研究開発課題評価実施規程 ( 17 ( 規程 ) 第 48 号 ) に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構 ( 以下「機構」という。 ) が原子力安全委員会の定める「原子力の重点安全研究計画」に沿って実施する安全研究 ( 以下「重点安全研究」という。 ) の中立性・透明性を確保するため、安全研究審議会 ( 以下「審議会」という。 ) を設置する。

#### ( 所掌業務 )

第 2 条 審議会は、重点安全研究の評価について、理事長の諮問に応じて審議し、理事長に答申する。

- 2 審議会は、前項に掲げる事項について、理事長に意見を具申することができる。
- 3 審議会は、研究開発の計画、進捗などについて、安全研究センター長の求めに応じて討議し、安全研究センター長に意見を述べる。

#### ( 組織 )

第 3 条 審議会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

#### ( 委員長 )

第 4 条 委員長は、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### ( 委員 )

第 5 条 委員は、機構が実施する重点安全研究分野及びそれに関連する分野に精通する専門家及び有識者で、十分な評価能力を有し、かつ公正な立場で評価を行うことができる機構の役職員以外の者とする。

- 2 委員は、安全研究センター長の推薦を受け、理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第7条 審議会は委員長が必要に応じて召集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査)

第8条 審議会は、答申又は意見具申する上で参考となる事項について、必要に応じて調査することができる。

(事務)

第9条 審議会の事務は、安全研究センター研究計画調整室が行う。

(雑則)

第10条 この達に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この達は、平成18年5月15日から施行する。